

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 二四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二四
- 計量器の定期検査を実施する件 二五
- 道路の区域を変更する件 二五
- 水防警報を発する河川を指定する件 二六
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件 二六
- 土地改良区の役員の変更があった旨届出があった件 二七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二七
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 二七
- 落札者を決定した件 二八
- 福 島 県 教 育 委 員 会**
- 博物館法施行細則の一部を改正する規則 二九

告 示

福 島 県 告 示 第 三 百 二 十 二 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和五年四月二十八日から同年八月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - （変更前）午前十時から午後九時五十分まで
 - （変更後）午前九時から午後十時まで
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前）午前九時三十分から午後十時まで
 - （変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日
 - 令和五年三月三十日
- 四 届出年月日
 - 令和五年三月二十九日
- 五 届出をした者
 - みやぎ生活協同組合

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 三 百 二 十 三 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 福島県知事 内堀 雅 雄
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 - みやぎ生活協同組合ふくしまあだたら店 福島県二本松市油井字中田一番地一

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 三 百 二 十 四 号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年四月二十八日

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
 - 福島県知事 内堀 雅 雄

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報を
 発する河川として、次の河川を指定する。
 令和五年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区	域
滝川	左岸 伊達郡国見町大字山崎字上川前（川前橋）から伊達郡国見町大字西大枝字市兵衛前（欠下橋）まで 右岸 伊達郡国見町大字山崎字上川前（川前橋）から伊達市梁川町二野袋字滝尻（欠下橋）まで	
佐久間川	左岸 伊達郡桑折町大字南半田字大林から伊達郡国見町大字徳江字船付場（阿武隈川合流点）まで 右岸 伊達郡桑折町大字南半田字大林から伊達郡国見町大字徳江字船付場（阿武隈川合流点）まで	
産ヶ沢川	左岸 伊達郡桑折町大字南半田字駿河館（東北自動車道）から伊達市伏黒字東本場（阿武隈川合流点）まで 右岸 伊達郡桑折町大字万正寺字石薬師（東北自動車道）から伊達市伏黒字東本場（阿武隈川合流点）まで	
八反田川	左岸 福島市大笹生字糸柳（東北中央自動車道）から福島市鎌田字柳立（阿武隈川合流点）まで 右岸 福島市大笹生字台（東北中央自動車道）から福島市鎌田字東舟戸（阿武隈川合流点）まで	
天戸川	左岸 福島市町庭坂字清水原（潜橋）から福島市上野寺字辻（須川合流点）まで 右岸 福島市町庭坂字清水原（潜橋）から福島市二子塚字清水端（須川合流点）まで	

（河川整備課）

公 告

公告第81号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年4月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る借入物品の名称及び予定数量
自動車 68台（保守等を含む。）
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日産フィナンシャルサービス 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
- 随意契約に係る契約金額
53,013,840円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
（総務課）

公告第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、猪苗代町土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名 住所
理事 國井 克佳 変更前 耶麻郡猪苗代町大字中小松字松橋六番地
変更後 郡山市富田東三丁目一三番地 キヤッスル藤和二〇六号 (農村計画課)

公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

猪苗代町土地改良区

退任した役員 氏名 住所
理事 渡部 長昭 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一五九番地
同 鈴木 和英 同 郡同 町大字若宮字上町甲一四二二番地
同 鈴木 正晃 同 郡同 町字東谷地九七〇番地
同 小林 文男 同 郡同 町字柵次八四七番地
同 吉田 一夫 同 郡同 町大字三ツ和字坂ノ上一四三八番地
同 野口 清喜 同 郡同 町大字長田字南真行一九一七番地
同 渡部 義正 同 郡同 町大字磐根字西久保六八六番地
同 戸田 義巳 同 郡同 町大字堅田字入江九一〇番地
同 佐藤 公章 同 郡同 町大字磐里字島田一九三二番地
同 佐藤 久雄 同 郡同 町大字金田字金曲一八八番地
同 國井 克佳 郡山市富田東三丁目一三番地 キヤッスル藤和二〇六号
同 阿部 厚志 耶麻郡猪苗代町大字三郷字下太子堂二六五番地
同 鈴木 健介 同 郡同 町大字千代田字千代田甲一六六番地
同 渡部 恒弘 同 郡同 町大字蚕養字小水沢甲二七五二番地
同 桑原 富男 同 郡同 町大字川桁字新屋敷三四四六番地
就任した役員 氏名 住所
理事 渡部 長昭 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一五九番地

同 鈴木 正晃 町字東谷地九七〇番地

同 古川 正光 町字柵次八四四番地

同 山口 久士 町大字三ツ和字五十軒三三六九番地

同 土屋 淳 町大字長田字東真行一六一一番地

同 石田 英樹 町大字磐根字津二〇六一番地

同 鈴木 範政 町大字西館字上屋敷一四七番地

同 佐藤 公章 町大字磐里字島田一九三二番地

同 渡部 栄昭 町大字関都字堂北四〇一四番地

同 六角 幸夫 町大字三郷字上大作五三七〇番地

同 齋藤 昭一 町大字川桁字新屋敷三四三九番地

同 野口 幸夫 町大字若宮字上町甲一四〇九番地

同 長谷川 勇人 町大字東町裏四七九三番地

同 笹岡 正人 町大字中小松字中目丙七番地

同 小檜山 秋夫 町大字明四三三二番地九

同 金本 久美子 同 郡同

公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、黒土頭首工管理規程について、令和五年四月十八日次のとおり認可した。

令和五年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称 阿武隈川上流土地改良区
二 管理規程の概要
1 取水に関する事項
頭首工の管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年十一月一日から五月一日までの取水期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
2 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工の管理責任者は、当該施設を管理するために必要な機械及び器具、観測に必要な設備並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工の管理責任者は、干ばつのおそれがあるときは、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。また、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、職員を呼集して関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
4 その他施設の管理に關し必要な事項

(農村計画課)

頭首工の管理責任者は、管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し
なければならぬ。
(農村計画課)

公告第85号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年4月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルノート型パソコン 350台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社共栄ブレーン 福島県福島市飯坂町平野字代12番地の20
- 5 落札金額
66,143,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月28日

(入札用度課)

福島県教育委員会

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年四月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（昭和二十七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「登録」の下に「及び博物館に相当する施設の指定」を加える。

第二条に見出しとして「(登録)」を付する。

第三条に見出しとして「(登録の申請)」を付し、同条第一項中「第十条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項第一号」に、「外館長、学芸員及び学芸員補その他の職員の履歴書写」を「ほか、公立博物館にあつては別表第一、私立博物館にあつては別表第二に掲げる書類」に改める。

第四条の前に見出しとして「(登録の基準)」を付し、同条を次のように改める。

第四条 法第十三条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第五条各号列記以外の部分中「行った」を「行った」に、「福島県報により公示」を

「インターネットの利用により公表」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第三十一条第一項の規定による指定をしたとき。

六 法第三十一条第二項の規定による指定の取消をしたとき。

第五条を第十四条とし、同条に見出しとして「(登録等の公表)」を付し、同条の前に次の九条を加える。

第五条 法第十三条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第六条 法第十三条第一項第五号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(変更登録の通知)

第七条 教育委員会は、法第十五条第二項の規定による登録事項の変更登録をしたときは、当該博物館の設置者にその旨を通知しなければならない。

(定期報告)

第八条 博物館の設置者は、法第十六条の規定に基づき、当該博物館の前年度における運営の状況について、別記第四号様式による運営状況報告書により、毎年九月末までに教育委員会へ報告しなければならない。

2 前項の運営状況報告書には、収支報告書、年報、紀要等の書類を添付するものとする。

(廃止の届出)

第九条 博物館の設置者は、法第二十条第一項の規定による博物館を廃止したときは、その事由を生じた日から十五日以内に書面をもって、その旨を届け出なければならない。

(指定の申請)

第十条 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「令」という。）第二十三条第一項に規定する指定申請書には、同条第二項第一号に規定する書類のほか、別表第三に掲げる書類を添付するものとする。

(指定の基準)

第十一条 令第二十四条第一項第二号に規定する当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
- 二 資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三十一条第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第十二条 令第二十四条第一項第三号に規定する当該施設における職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- 三 指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

第十三条 令第二十四条第一項第四号に規定する当該施設の施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

別表第一（第三条関係）

- 一 当該博物館の設置条例の写し（設置者が地方公共団体である場合のみ）
- 二 当該法人の登記事項証明書（設置者が地方独立行政法人である場合のみ）

三 博物館運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類

- 四 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 五 博物館資料の目録
- 六 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 七 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 八 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- 九 学芸員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類
- 十 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 十一 博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 十二 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- 十三 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 十四 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類）
- 十五 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十六 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

別表第二（第三条関係）

- 一 法人登記事項証明書
- 二 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する書類
- 三 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
- 四 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- 五 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- 六 博物館運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類
- 七 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 八 博物館資料の目録
- 九 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 十 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 十一 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- 十二 学芸員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類
- 十三 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 十四 博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 十五 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- 十六 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 十七 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類）
- 十八 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十九 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

別表第三(第十条関係)

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類
 - 二 資料の収集及び管理の方針を示した書類
 - 三 資料の目録
 - 四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
 - 五 博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に関する収支計画を示す書類
 - 六 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
 - 七 学芸員に相当する職員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類
 - 八 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
 - 九 博物館の事業に類する事業を行う施設の運営を行う組織の様態を示す書類
 - 十 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
 - 十一 博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に用いる建物及び土地の図面
 - 十二 博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類(当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類)
 - 十三 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
 - 十四 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- 別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第二条関係）

備 考	所在地 登録を受けようとする 博物館の名称及び	名称及び住所 登録を受けようとする 博物館の設置者の	事 項		
			番号 記号	日 年月	登 録
第 号	年 月 日				
			日 月 年	登 録 変 更	
			年 月 日		
			日 月 年	登 録 変 更	
			年 月 日		

博物館登録原簿

別記第二号様式中「別記第二号様式」を「別記第二号様式(第三条関係)」に、
二

設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
名称
所在地
を「一 登録を受けようとする
二 登録を受けようとする
三

博物館の設置者の名称及び住所
博物館の名称及び所在地」に改める。

別記第三号様式中「別記第三号様式」を「別記第三号様式(第三条関係)」に改め、
同様式の次に次の一様式を加える。

別記第4号様式（第8条関係）

運営状況報告書

年 月 日

福島県教育委員会 あて

住所

設置者

名称

博物館法第十六条及び博物館法施行細則第八条第一項の規定に基づき、下記の登録博物館に係る運営状況について、別添関係書類を添えて報告します。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録年月日
- 4 報告対象年度

この規則は、公布の日から施行する。

(社会教育課)